

# 【公共施設等の対応及びイベント等の開催に対する戸田市の方針】

令和2年4月8日適用

政府対策本部の改正新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令及び埼玉県における緊急事態措置を受け、戸田市では、公共施設等の対応及びイベント等の開催は、令和2年5月6日（水）までは以下のとおりとする。

## 【公共施設等の対応】

公共施設等については、閉鎖することで市民生活に著しい影響を与えない施設は、閉鎖又は休館する。

なお、一部の公共施設では、市民や利用者に与える影響を考慮し、一部休止の措置で対応することとする。

## 【イベント等の開催】

市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）については、原則、中止又は延期することとする。